

「広島県立自然公園条例」改正案の概要及び 改正案に関する意見募集について

1 要旨・目的

自然公園法（昭和32年法律第161号）が令和4年4月1日付けで改正施行されたため、広島県立自然公園条例（昭和34年条例第41号。以下「県条例」という。）を改正することとし、この概要についてパブリックコメントを実施する。

2 現状・背景

優れた自然の風景地である国立・国定公園において、自然を生かしながら自然体験活動や上質な街並みづくりを図るとともに、餌付けへの規制や違反行為への罰則を強化するため、自然公園法等が改正された。

このため、県立自然公園においても、同様の規定を定めることとし、条例改正を行う。

3 県条例改正の概要

(1) 自然体験活動促進計画に関する手続の新設

市町や事業者等で構成される協議会が、自然体験活動の促進を図る計画（自然体験活動促進計画）を策定し、県知事の認定を受けた場合に、実施に係る許認可手続を簡素化。

(2) 利用拠点整備改善計画に関する手続の新設

市町や旅館事業者等からなる協議会が自然と調和した街並みづくりを図る計画（利用拠点整備改善計画）を策定し、県知事の認定を受けた場合に、実施に係る許認可手続を簡素化。

(3) 県立自然公園における利用規制の強化

特別地域における野生動物の餌付け等の行為に対する規制の創設や、違法伐採等の禁止行為に係る罰則強化。

（6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金→1年以下の懲役又は100万円未満の罰金に引上げ）

(4) その他

ア 公園事業を行う者の地位承継の手続を新設

イ 土地所有者に代わり区域内の自然の風景地の管理を行うことができる民間団体の要件緩和

ウ 県立自然公園の利用の増進のための県の責務規定を追加

4 意見募集の概要

(1) 実施対象

広島県民

(2) 実施期間

令和4年5月23日（月）～令和4年6月22日（水）（予定）

(3) 場所

県ホームページ、県庁行政情報コーナー、県自然環境課、県農林水産事務（農林事業）所（呉農林事業所を除く。）及び8市町（広島市、三原市、福山市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、神石高原町）

5 スケジュール

令和4年5～7月 パブリックコメント実施及び罰則強化に係る関係機関との協議

令和4年9月 議案提出

令和5年1月 県条例施行

自然公園法の一部を改正する法律の概要

(令和3年法律第29号) 令和3年5月6日公布

国・都道府県が保護管理を担う国立公園・国定公園において、**地方自治体や関係事業者等の地域の主体的な取組を促す仕組み**を新たに設け、**保護のみならず利用面での施策を強化し、「保護と利用の好循環」**(自然を保護しつつ活用することで地域の資源としての価値を向上)を実現するものです。

■ 背景

- 地域の過疎化が進む一方、コロナ禍で自然や健康への関心が高まる中で、**我が国を代表する優れた自然の風景地である国立公園・国定公園**(以下「国立公園等」という。)は、国内外の多くの人々をひきつける観光地などとして、**地域社会にとって重要な資源**となっている。
- その自然の価値を活かし、地域活性化に資する**滞在型の自然観光**を推進するためには、**魅力的な自然体験アクティビティの提供や旅館街等の上質な街並みづくり、認知度の向上が必要**であるが、それが十分にできていない。

■ 改正の概要



地域の魅力を活かした自然体験活動を促進する自然体験活動促進計画制度を創設

協議会が作成した計画が認定されると許可不要などの特例を受けられる仕組みにより、地域主体の自然体験アクティビティを促進

- 市町村やガイド事業者等から成る協議会が自然体験活動促進計画を作成し、環境大臣(知事)の認定を受けた場合、関係する許可を不要とする等の特例により、手続を簡素化します。
- これにより、地域関係者が一体となって行う、魅力的な自然体験アクティビティの開発・提供、ルール化などが進められ、長期滞在につながる国立公園の楽しみ方の充実が図られます



魅力的な滞在環境を整備する利用拠点整備改善計画制度を創設

協議会が作成した計画が認定されると認可手続などの特例を受けられる仕組みにより、地域主体の利用拠点の改善を促進

- 市町村や旅館事業者等から成る協議会が利用拠点整備改善計画を作成し、環境大臣(知事)の認定を受けた場合、関係する認可を受けたこととする等の特例により、手続を簡素化します。
- これにより、地域関係者が一体となって行う、廃屋撤去や拠点の機能の充実、景観デザインの統一など、自然と調和した街並みづくりが促進され、魅力的な滞在環境の整備が進みます。



公園の保護と適正利用のために餌付けへの規制や違反行為への罰則を強化

クマの餌付けへの規制や違法伐採などの違反行為への罰則強化により国立公園等の保護と適正な利用を確保

- 野生動物への餌付けなどの行為に対する規制や、国立公園等における違法伐採などの禁止行為の違反に対する罰則の引上げを行います。
- これにより、野生動物による人的・物的被害の発生の防止や、禁止行為への厳しい対処が可能となり、多くの方々を楽しめる豊かな自然環境の確保が一層図られます。

自然体験活動促進計画のイメージ

望ましい自然体験アクティビティの提供・開発促進、利用者の受入れ体制整備、上質な自然体験の場の確保、適正利用のためのルールの策定等



自然を満喫できる楽しみ方の提供



利用設備設置等の手続簡素化

利用拠点整備改善計画のイメージ

集団施設地区など利用拠点の面的な再生・上質化のため廃屋の撤去やその場所への新たな投資、利用者目線の機能充実、景観デザインの統一、電線の地中化等



自然と調和した滞在環境の整備



施設の再整備の手続簡素化

国立公園等の魅力の向上と地域の活性化の実現